

# 重要事項説明書兼同意書

## (指定地域密着型通所介護サービス)

### (介護予防・日常生活支援総合事業通所サービス)

当事業者はご契約者に対して指定地域密着型通所介護サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただくことを次の通り説明します。

#### 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 あおぞら福祉会
事業者の所在地	島根県雲南市大東町下阿用691-2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 森山幸朗
電話番号	0854-43-3129

#### 2 事業所の概要

事業所の種類	指定地域密着型通所介護（要介護）、介護予防・日常生活支援総合事業 事業所番号：3271400529
事業所の目的	指定地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。
事業所の名称	カルチャーセンター あおぞら
事業所の所在地	島根県雲南市大東町下阿用489
電話番号	0854-43-8280
管理者の氏名	岩田詩穂
事業所の運営方針	1 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所サービスの提供に努めるものとする。 2 サービスの提供に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他地域の保険・医療・福祉サービスとの密接な関係を図りながら、常に利用者の認知症の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行う。 3 前項の規定に基づき提供したサービスについては、常にその質の評価を行い、その改善を図るものとする。

開設年月日	平成22年6月1日
通常の事業の実施地域	雲南市（大東町、加茂町、木次町） 奥出雲町（仁多町）
営業日及び営業時間	
営業日	月～土 12月30日～1月3日は休日とする。
営業時間	10時00分～15時15分（送迎時間を含まない。）

### 3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（再掲含む）

職種	員数	区分	
		常勤	非常勤
1 管理者	1	1	
2 生活相談員	3	0	3
4 看護師	4	0	4
5 介護職員	5	1	4
6 訓練機能指導員	5	0	5
7 運転手	5		5

（主な職種の勤務体制）

職種	勤務体制	
介護職員	勤務時間A	8：30～17：30
	勤務時間B	9：00～17：00
看護師	勤務時間A	10：00～15：15
	勤務時間B	13：00～15：15
機能訓練指導員	勤務時間A	10：00～15：15
	勤務時間B	13：00～15：15

### 4 当事業所から提供するサービスと利用料金

当事業所は、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

#### 1 当事業所が提供するサービスについて

##### ① 食 事

同法人の通所介護事業所「あおぞらの家」より連携し食事を提供します。必要に応じて介助もします。

##### ② 排 泄

必要に応じて排泄介助を行います。

##### ③ 機 能 訓 練（機能訓練加算はしていません）

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を阻止するための訓練を実施します。

④ カルチャー講座の実施

ボランティアによるカルチャー講座を実施します。

〈サービスの料金〉

◎指定通所介護（要介護者）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス料金から介護給付額を除いた額（自己負担額）をお支払い下さい。（1回につき）

要介護度と 基本サービス料金	要介護 1 6,570 円	要介護 2 7,760 円	要介護 3 8,960 円	要介護 4 10,130 円	要介護 5 11,340 円
サービス料金に係る 自己負担額（1割負担）	657 円	776 円	896 円	1,013 円	1,134 円
サービス料金に係る 自己負担額（2割負担）	1,314 円	1,552 円	1,796 円	2,026 円	2,268 円
サービス料金に係る 自己負担額（3割負担）	1,971 円	2,328 円	2,688 円	3,039 円	3,402 円

（一回につき）

その他の加算	入浴加算 （1割負担）	入浴加算 （2割負担）
加算料金	550 円	550 円
うち、介護保険から給付される金額	495 円	440 円
サービス料金に係る自己負担額	55 円	110 円

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ

ご契約者様のリハビリ指導を行う機能訓練指導員を一人以上配置し、個別機能訓練計画書の作成・実施を行う場合算定する加算です。

口腔機能向上加算（Ⅰ）

ご契約者様の口腔管理を行う看護師等を一人以上配置し、個別の口腔機能改善管理計画書の作成・実施を行う場合算定する加算です。

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス料金とその他の加算の合計の9.2%を加算します。

送迎減算 事業所が送迎を行わない場合 - 47円

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) 18円/1回

ご契約者が要介護認定を受けていない場合は、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻されます。(償還払い) また、居宅サービス計画が作成されていない場合にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- \* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- \* 事業所の特性また建物の構造により、重度の要介護者へのサービス提供が出来ない場合がありますのでご了承下さい。

◎介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所介護事業  
通所型サービス (みなし)

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス料金から介護給付額を除いた額 (自己負担額) をお支払い下さい。

基本部分 (1月につき)

要介護度と 基本サービス料金	事業対象者・要支援1 17,980円	要支援2 36,210円
うち、介護保険から 給付される金額	16,182円	32,589円
サービス料金に係る自 己負担額 (1割負担)	1,798円	3,621円
サービス料金に係る自 己負担額 (2割負担)	3,596円	7,242円
サービス料金に係る自 己負担額 (3割負担)	5,394円	10,863円

加算部分 (1月につき)

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)

基本サービス料金とその他の加算の合計の9.2%を加算します。

口腔機能向上加算 150単位 (1ヶ月に1回まで)

ご契約者様の口腔管理を行う看護師等を一人以上配置し、個別の口腔機能改善管理計画書の作成・実施を行う場合に算定する加算です。

サービス提供体制加算 Ⅱ1 要支援1 72単位 (1月につき)

2 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 日常生活品(おむつ代)等は、原則としてご家族で準備された物を使用させていただきます。
- ② 時間延長預かり（要介護者が6時間以上利用の場合）  
30分 500円 ※要支援者は要相談
- ③ 食費 1食 500円 ※当日キャンセルの場合は食費を負担頂きます。
- ④ その他（行事参加費等）

3 利用料金のお支払方。

前記1、2の料金、費用については原則以下の金融機関の中よりご指定いただき口座振替により領収させていただきます。振替日は15日とさせていただきます。（15日が土日祝日の場合は翌営業日となります。）  
なお振替手数料をご負担いただきます。

金融機関名	振替手数料
ゆうちょ銀行	10円
雲南農業協同組合	55円
山陰合同銀行	55円

4 利用の中止、変更、追加

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出下さい。
- サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5 高齢者虐待防止について

- ・当施設は、虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	森山 史朗
-------------	-------

- ・当施設は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当施設は、成年後見人制度の利用を支援します。
- ・当施設は、苦情解決体制を整備しています。
- ・虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。
- ・サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同

居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者(入所者)を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

## 6 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者(入所者)または他のご利用者(入所者)の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者(入所者)及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 7 感染症予防及び感染症発生時の対応(衛生管理等を含む)

- ・当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

## 8 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者(入所者)、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

## 9 地域との連携

- (1) 事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうデイサービスとなるために利用者、利用者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。
- (2) 6ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

## 10 事故発生時の対応

サービス利用者に万が一事故が発生した場合、職員が緊急の処置をし、御家族・関係機関に速やかに連絡し、適切に対応する。また、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の保険に加入し、事故等が発生した時は関係者と協議し対応する。

## 11 苦情・相談の受付について

事業所における苦情の受付

事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

- 施設苦情・相談受付窓口      カルチャーセンター あおぞら  
(担当者)      岩田 詩穂  
電話0854-43-8280

また、下記の窓口でも受け付けます。

- 苦情・相談受付窓口

第三者委員	朝日 照男 (民生委員)	0854-43-2772
	勝部 洋一 (法人監事)	0854-43-4613
市町村	雲南市地域包括支援センター	0854-42-8008

島根県国民健康保険団体連絡会 介護サービス苦情相談窓口  
電話0852-21-2811

- 受付時間      毎週月曜日～金曜日  
9:00～17:00

説明担当者

カルチャーセンター あおぞら

職 名      管理者      氏 名      岩田 詩穂

---

上記重要事項の説明を受けその内容に同意しました。

令和      年      月      日

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名代行者住所 \_\_\_\_\_  
署名代行者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
利用者との続柄 \_\_\_\_\_